

利益相反管理方針

ホンダネットキンキグループは、保険業務における利益相反に対する適切な対処について組織として取り組むため、本基本方針を定めます。

(利益相反管理体制)

第1条 適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理責任者を設置する。利益相反管理責任者は、当グループの利益相反管理の責任者として、利益相反取引にかかわる情報を収集するとともに、利益相反管理体制の適切性を継続的に検証し、改善に努める。

(利益相反取引の特定方法)

第2条 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行う。

- (1)利益相反のおそれのある取引について、統括部署があらかじめ類型化する。
- (2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引に該当するか確認する。
- (3)利益相反のおそれのある取引に該当するか判断した場合は、統括部署に報告する。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、統括部署に相談する。
- (5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

(利益相反取引の類型)

第3条 利益相反のおそれのある取引の類型としては、以下のものが考えられる。

- (1)代理店自身の利益や保険会社の意向を優先して商品を推奨する行為。
- (2)必要性の低い保険を勧誘する行為。
- (3)他の金融商品や取引関係において、お客さまの利益を不当に害する行為。
- (4)契約更新・切替に際し、不当な動機によって商品を変更させる行為。
- (5)自動車販売修理業、レンタカー事業、車両買取事業、用品販売事業において当グループ利益を得る為に保険会社に対し過剰な修理費用及び、保険金請求を行い、お客さま利益を不当に害する行為。

(利益相反の管理方法)

第4条 当社は、利益相反取引の管理方法として、以下に掲げる方法を適宜実施し、必要に応じて、複数の方法を組み合わせ実施することにより、利益相反管理を適切に行う。

(1)すべてのお客さまに対し、公正かつ誠実な対応を行い、お客さまの利益を最優先に考えた提案・サービスを提供する。

(2)利益相反が発生する可能性がある場合には、速やかにお客さまにその旨を説明し、必要に応じて同意を得る。

(3)自動車販売修理業、自動車買取業と保険代理業を適切に分離し、情報管理及び業務遂行において利益相反が生じないよう管理体制を整備する。

(4)社員に対し、利益相反防止の重要性を周知徹底し、適切な行動がとれるよう教育・指導を行う。

(5)利益相反防止の実効性を定期的に監査し、問題があれば速やかに改善措置を講じる。

2026年8月1日 制定

株式会社ホンダネットキンキ

代表取締役 島田 順弘